

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和二年二月十四日

岡山県知事 伊原木 隆太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン山陽

所在地 赤磐市下市四七三番地

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役 山西 泰明

3 変更事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）店舗北側・第一駐車場 八十六台

店舗北側・第二駐車場 六十五台

店舗北側・第三駐車場 六十九台

店舗屋上駐車場 百四台

四箇所（駐車場収容台数合計）三百二十四台

（変更後）店舗北側・第一駐車場 八十六台

店舗北側・第二駐車場 六十五台

店舗北側・第三駐車場 六十九台

三箇所（駐車場収容台数合計）二百二十台

4 変更年月日

令和二年六月二十日

二 届出年月日

令和二年二月五日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和二年二月十四日から同年六月十五日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び赤磐市産業振興部商工観光課